

# 大分県森林資源情報管理取扱要領

令和7年1月31日改訂  
大分県農林水産部林務管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県（以下「県」という。）が地域森林計画業務の円滑な実施のために所有した森林資源情報を適正に管理することを目的とし、その管理取扱については、「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）、「測量法」（昭和24年6月3日法律第188号）、「著作権法」（昭和45年5月6日法律第48号）、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日林野計第154号）、「大分県情報公開条例」（平成12年12月22日大分県条例第47号）及び「大分県個人情報保護法施行条例」（令和4年12月22日大分県条例第32号）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 森林資源情報

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに、林産物の供給及び利用の確保に資することを目的として、林務管理課が管理する情報をいう。

二 個人情報

生存する個人に関する情報であり、森林簿にて管理する氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。

三 オープンデータ

県ホームページやG空間情報センター等のウェブサイトにて公開する森林資源情報をいう。

四 森林資源情報の写し

複合機等により紙で出力された森林資源情報や電子データとして出力された森林資源情報をいう。

五 管理責任者

森林資源情報の交付や閲覧対応を行う所属の責任者として定めるもので、林務管理課長、振興局長、市町村長のことをいう。

(森林資源情報の管理にあたっての基本的事項)

第3条 管理責任者は、森林資源情報の不正利用、改ざん、毀損、紛失等を防ぐため、適切な管理をしなければならない。

2 管理責任者は、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をして森林資源情報を管理しなければならない。

3 管理責任者は、前項に規定する森林資源情報の適切な管理を行う者（以下「管理者」という。）を定めなければならない。

4 市町村において交付・閲覧事務を行う場合は、この要領と同様のものを作成し、森林資源情報の適切な管理に努めなければならない。

(個人情報に該当する森林資源情報の利用制限)

第4条 森林資源情報のうち個人情報に該当するものは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り交付・閲覧ができるものとする。

一 森林所有者本人又は森林所有者から委任を受けた者が申請する場合

二 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第18条3項の例外規定に該当する場合

三 「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第2条第2項の規定による森林所有者及び受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者が、森林経営計画の作成のために、委任状又は承諾書をもって利用する場合

四 県内に住所を置く「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により認定された林業事業者及び林業者の組織する団体又は「森林経営管理法」

(平成30年法律第35号)第36条第2項に定める民間事業者等で、別に定める大分県森林資源情報取扱特記事項を遵守し、森林経営計画の作成や施業地の集約化、伐採届の提出等の林業経営に限って利用することが明白な場合

- 五 行政機関(国、都道府県、市町村、独立行政法人)並びに、試験研究機関及びこれに類する機関から委託を受けて森林の管理を行う者が、委託業務に必要な範囲内で利用する場合
  - 六 試験研究機関及びこれに類する機関で、当該機関の内部において利用する場合
  - 七 法令等の規定及び国の機関からの指示等に基づき、行政機関が内部利用する場合
- 2 前項第4号の林業者の組織する団体とは、次の各号に全て該当する場合とし、事前に林務管理課長に個人情報に該当する大分県森林地図情報利用事業体承認申請書(様式第1号)を提出し、承認を得た者でなければならない。
- 一 県内に住所を置き、登記された法人、組合等の場合
  - 二 登記簿により素材生産活動や施業の集約化等林業に関する事業が確認できる場合
  - 三 県の森林計画事務に資する情報提供に積極的に協力できる場合
  - 四 過去に法令違反等がなく、森林法等関係法令を遵守できる場合
  - 五 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でない場合
- 3 林務管理課長は、前項の規定により提出された個人情報に該当する大分県森林地図情報利用事業体承認申請書を審査し、適当と認めるときは、個人情報に該当する大分県森林地図情報利用事業体承認通知書(様式第2号)により承認の通知をするものとする。
- 4 取得した個人情報に該当する森林資源情報は、第三者に交付・閲覧してはならない。ただし、申請書を提出した事業体の構成員が、森林経営計画の作成や施業地の集約化、伐採届の提出等の林業経営に限って利用することが明白な場合は、閲覧のみ可能とする。

(オープンデータの利用)

- 第5条 県は、森林資源情報の交付・閲覧を希望する者の申請事務等の負担軽減を図るため機械判読に適したデータ形式(コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用できる、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式)でウェブサイト上へ情報を掲載し、オープンデータの利用を推進する。
- 2 掲載する森林資源情報は、森林基本図、森林計画図、森林簿、簡易正射写真図とする。ただし、次に掲げる情報を除く。
- 一 個人情報に該当するもの
  - 二 機密情報が含まれるもの
  - 三 個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められないもの
  - 四 その他公開することが適当でないもの
- 3 公開しているデータに不備や誤りがあった場合、県は速やかに公開を停止し、修正を行うものとする。
- 4 オープンデータを利用する者は、前項に定める規定や各ウェブサイトにて定める利用規約等に同意の上、利用者の責において利用するものとする。

(森林資源情報の交付・閲覧)

- 第6条 オープンデータの利用が困難である等の理由により森林資源情報の写しの交付・閲覧を希望する者は、本要領で定める手続きを行うものとする。なお、交付・閲覧希望の内容が個人情報を含む場合にあっては、第4条の利用制限の範囲内で交付・閲覧を許可することとする。
- 2 写しの交付・閲覧の対象となる森林資源情報は表1のとおりとし、各振興局で交付・閲覧ができる森林資源情報は、管轄区内とする。ただし、その振興局管内に住所をおく申請者に限り、全県下の森林資源情報の交付・閲覧を可能とする。
- 3 森林資源情報の閲覧を希望する者は、大分県森林資源情報閲覧簿(様式第3号)に、必要事項を記載のうえ、管理者の承認を受け閲覧を許可するものとする。
- 4 写しの交付を希望する者は、大分県森林資源情報(写)交付申請書(様式第4号)に必要事項を記載のうえ、申請先に提出することとする。
- 5 管理者は、森林簿及び森林計画図の交付・閲覧にあたっては、申請者に対して様式第5号に交

付・閲覧に当たっての留意事項として記載のある「当該森林簿及び森林計画図は、地域森林計画樹立に係る民有林の資源情報を把握すること等の目的で、空中写真及び聞き取り調査等による間接調査法により作成したものであり、所有権、所有界、面積等土地及び立木竹に関する諸権利及び評価について証明するものではない。」旨をあらかじめ十分説明した上で、申請書に記載された事項のみに関して交付・閲覧させる。

- 6 管理者は、第2項の規定により提出された交付申請書を審査し、適当と認めたときは、森林資源情報の写しを交付するものとする。また、交付する写しには追記事項（様式第5号）の内容を追記することとする。
- 7 個人情報を含む森林資源情報を交付する場合、原則として対面での受渡しとする。森林資源情報のうち個人情報を含まないものは、電子メール及び紙出力したものの郵送により交付できるものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、申請時に郵送料分の郵便切手及び返信用封筒等を申請者に求めるものとする。
- 8 紙出力によらない交付・閲覧では、経費を徴収しない。
- 9 紙による交付資料の作成等に要する経費は、「大分県情報提供事務取扱要綱」（平成18年大分県告示第429号）及び「大分県情報センター等設置運営要綱」（昭和63年大分県告示第1088号）によるものとする。ただし、市町村が交付する場合は、各市町村で定められた例規等によるものとする。なお、行政機関から任意での添付を求められた第三者が申請する場合（伐採届の位置を詳しく確認したい場合の資料など）は、経費を徴収しない。
- 10 要領等により添付が義務づけられている林地開発等の申請書類として利用する場合、紙出力により交付する際は、申請者から経費を徴収することとする。

表1 森林資源情報の種類及び申請先、管理責任者

No.	データ種類	申請種類	申請先	管理責任者
1	森林基本図	交付・閲覧	林務管理課長 各振興局長 市町村長※	林務管理課長 (No. 1～7) 各振興局長 (No. 1～4) 各市町村長 (No. 1～3)
2	森林計画図			
3	森林簿			
4	簡易正射写真図			
5	空中写真	交付	林務管理課長	各市町村長 (No. 1～3)
6	数値標高モデル (DEM)			
7	その他データ			

※ 第3条第4項に該当する市町村に限る

（空中写真等の交付）

第7条 県が撮影した空中写真等の交付を申し込む者は、林務管理課長に空中写真等交付申込書（様式第6号）を提出するものとする。交付のために発生する費用については、申請者が負担することとする。なお、交付する媒体の種類については管理者と事前に協議することとする。

- 2 林務管理課長は、前項の規定により提出された空中写真等交付申込書を審査し、適当と認めたときは、空中写真等の写しを交付するものとする。

（森林基本図の複製）

第8条 森林基本図の複製の承認を申請する者は、森林基本図の複製承認申請書（様式第7号）を林務管理課長に提出するものとする。

- 2 林務管理課長は、前項の規定により提出された複製承認申請書を審査し、適当と認めたときは、森林基本図の複製承認通知書（様式第8号）により承認の通知をするものとする。
- 3 森林基本図の複製は、行政機関が公共の用に供する場合、又は試験研究機関及びこれに類する機関が試験研究を行う場合など林務管理課長が特に適当と認めた場合に限り、複製させることができる。ただし、その複製がもっぱら営利を目的とするものと認められる場合は、承認しない。

（森林資源情報の利用承認）

第9条 県が著作権を有する、又は許諾を得ている森林資源情報の利用を希望する者は、森林資源情報の利用承認申請書（様式第9号）に別紙様式の誓約書（大分県森林資源情報の利用承認申請用）を添付し、林務管理課長に提出するものとする。なお、森林資源情報を転貸する必要が生じ

た場合、申請者は転貸先からの誓約書を遅滞なく林務管理課長に提出するものとする。

- 2 森林資源情報の利用承認は、申請者の利用目的が明らかであり、第4条の利用制限が担保され、第5条で定めるオープンデータの利用が困難な場合とする。なお、データ販売等もっぱら営利を目的とするものと認められる場合は、承認しない。  
また、数値標高モデル (DEM) については、県内で実施する森林施業に利用することが明らかな場合のみ承認できることとする。
- 3 林務管理課長は、第1項の規定により提出された利用承認申請書を審査し、相当と認めたときは、大分県森林資源情報の利用承認通知 (様式第10号) により承認の通知をするものとする。
- 4 申請者は、各種森林資源情報が随時更新されることを理解した上で、利用している森林資源情報が最新のものであるかの確認を行い、利用者の責において利用するものとする。なお、各種森林資源情報が更新される日を利用期限とし、利用期限が過ぎた森林資源情報については、利用者の責において確実な方法で消去又は破棄することとする。
- 5 森林資源情報の交付に用いる電磁的記録媒体 (CD-R、USBメモリ、外付HDD等) は、申請者の負担で準備することとする。なお、準備する電磁的記録媒体の種類については、事前に管理者と協議することとする。
- 6 申請者は県のネットワークへのウイルス感染防止のため、交付データを格納する電磁的記録媒体を提出する際は、事前にアンチウイルスソフトの最新バージョンによる電磁的記録媒体のチェックを行うとともに、ウイルスチェック実施証明書 (様式第11号) を添付することとする。
- 7 個人情報を含む森林資源情報を交付する場合、原則として対面での受渡しとする。個人情報を含まない森林資源情報の交付は、電磁的記録媒体の郵送による交付ができるものとする。郵送による交付を希望する場合、申請者は林務管理課長からの利用承認通知を受けてから、郵送料分の郵便切手を付した返信用封筒等及び電磁的記録媒体を林務管理課あて提出するものとする。
- 8 交付する森林資源情報の種類、形式については、申請者と協議のうえ、林務管理課長が定めることとする。
- 9 交付した森林資源情報が目的外に利用された場合や、県に森林資源情報の利用を許諾している者から当該森林資源情報の利用の差し止めがあった場合、林務管理課長は、申請者及び転貸先に対して、交付した森林資源情報及びそれから作成した成果品の利用を、利用期間内であっても停止・消去させることができるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成20年 2月 1日から施行する。
- 2 平成20年 9月 1日 一部改正
- 3 平成23年11月 8日 一部改正
- 4 平成24年 6月25日 一部改正
- 5 平成26年 3月25日 一部改正
- 6 平成27年 3月25日 一部改正
- 7 平成30年 8月16日 一部改正
- 8 平成31年 1月11日 一部改正
- 9 令和 元年 8月29日 一部改正
- 10 令和 2年 4月 1日 一部改正
- 11 令和 2年 6月 8日 一部改正
- 12 令和 3年 3月16日 一部改正
- 13 令和 7年 1月31日 一部改正